

十勝信用組合 採用情報2022



ちかくにいるから、
チカラになれる。

Shinkumi Bank

信用組合
しんくみ



十勝信用組合

MESSAGE

十勝信用組合は昭和31年の創業以来、地元の皆様からお預りした資金は、地元の皆様にご利用して頂く協同組合組織金融機関としての使命に徹し、地元十勝と共に歩んでまいりました。



当組合の役職員は、一人ひとりが地元金融機関で働く者として自覚と誇りを持ち、高い倫理観を保持し、常に品位と節度を心掛け、顧客サポートに徹し、お客様に「信頼と安心」を感じてもらえるモラルの高い行動を心掛けることを行動の柱としております。

地域のお客様の要望や評価を真摯に受け止め、事業運営に反映させると共に、常にサービス向上のために努力し、健全経営の伝統のもと地元金融機関として担うべき役割を誠実に果たしてまいりました。

十勝信用組合は、自然豊かな十勝の大地で、金融を通じて人として何をなすべきかについて、大志を抱き歩んでいくことができる「夢と希望」にあふれた金融機関です。

「十勝帯広」のために頑張りたいと強く考えている意欲のあるチャレンジ精神旺盛な若い力を求めております。

十勝信用組合の誇り高い精神をご理解いただき、「夢と希望」を「十勝の大地」で実現するために、当組合を是非お選びいただきたいと願っております。

理事長 高橋 克弘

経営理念

経営理念

1. **存在意義** 常に、きめ細かな心の通った金融事業を通じて、取引先の繁栄と地域社会発展のため努力する。
2. **行動規範** 当組合で働く者は、金融事業のプロとして恥ずかしくないよう常に自己研鑽に励むものとする。
3. **経営姿勢** 組合の永遠の発展のため、健全経営をはかり役職員の生活向上を目指して努力する。

基本方針

基本方針

十勝信用組合は役職員の心を合わせ、相互扶助の精神に基づき地域の皆様から信頼され、且つ、必要とされる金融機関として、地域経済の発展に努めると共に、組合員の経済的地位の向上を図る事とする。

十勝信用組合

『十勝信用組合は健全経営の伝統のもと、地域の豊かさづくりに奉仕する、
十勝管内唯一の中小企業等協同組合法に基づく金融機関』

[概要（令和3年3月期）]

設 立 : 昭和31年8月20日
資 本 金 : 5億38百万円
代 表 者 : 高橋 克弘
預金残高 : 603億円 / 融資残高 : 409億円
事業内容 : 預金・融資・為替業務・住宅金融支援機構等各種代理業務他

[勤務内容等]

就業時間 : AM 8時30分～PM 5時15分 残業／有
休 日 : 完全週休2日制・祝祭日・大晦日・正月3日
有給休暇 : 法定日数（繰越後は最高40日間）毎年1週間程度の連続休暇取得制度あり
特別休暇 : 慶弔休暇他

[採用及び待遇]

採用職種 : 中小企業等協同組合法に基づく信用組合業務
営業事務（外勤・内勤での預金、融資、為替業務等）
初 任 給 : 大学卒 180,000円程度
短大卒 170,000円程度（含む専門学校卒）
諸 手 当 : 通勤（実費）・時間外・家族（例：配偶者1.5万円）・住宅（例：世帯主2万円）・役付（2万円～8万円）・燃料（例：世帯主1,800L相当額）
昇 給 : 年1回
賞 与 : 年2回（基本給×5カ月）

[福利厚生等]

研修制度 : 北海道信用組合協会主催にて全道信組職員との集合研修
通信教育・職場内研修・外部講師による研修を実施
各種制度 : 全国信用組合企業年金基金・退職金制度・定年制60才（定年後再雇用制度あり）
職員預金、融資制度・永年勤続表彰並びに特別研修旅行
成人病検診・野球部

[応募と選考]

応募方法 : 自由応募
応募期間 : 令和4年3月1日～令和4年5月23日
企業訪問 : 令和4年5月9日～令和4年5月20日
採用人員 : 3名程度
選 考 日 : 書類選考 令和4年5月23日
採用試験 令和4年6月1日
募集書類 : 履歴書・自己紹介書・卒業見込証明書・成績証明書・健康診断書
※自己紹介書には、志望動機、自己PR、趣味・特技などを記載して下さい。
（願書に同内容を記載できる箇所が無い場合には別紙に記載して下さい。）
選考方法 : 書類選考・筆記試験・面接
連 絡 先 : 〒080-0010 帯広市大通南9丁目18・20番地
十勝信用組合 総務部 庶務課 加藤・宮崎
電 話 0155-23-1375 FAX 0155-24-4485
E-mail shinkuturi@fl.octv.ne.jp

十勝信用組合について

十勝信用組合の創立は

今から、67年前の昭和29年当時は戦後経済が、ようやく戦前のレベル近くに復活したもののインフレ抑制の厳しい金融引締が断行され、それに伴い地方経済は不況下の金融難で深刻の度を加えつつありました。

帯広・十勝の経済情勢も全国同様で、設備資金、運転資金の不足は管内の企業経営者にとり誠に頭の痛い問題でありました。このような状況下、地元中小企業の窮状を打開し、金融の円滑化を図るべく管内の有志の諸氏が相計らい「相互扶助精神」を高く掲げた「中小企業協同組合法」に基づく地元十勝の信用組合設立の気運がみなぎり、今は亡き初代理事長・故宮坂寿美雄氏を設立発起人代表として昭和31年7月に創立総会を開催し、同年8月に帯広駅近くの西1条南12丁目で開業、健全経営の伝統のもと地域の豊かさづくりに奉仕する地域の金融機関です。

十勝信用組合の経営の現況は

十勝信用組合は、健全経営の伝統のもと道内信用組合でも有数の経営を誇り、令和2年度の当期純利益は2億12百万円となり13期連続して利益を計上、自己資本比率は10.65%の経営状況にあります。

決算内容については、7月末までに毎年ディスクロージャー誌に開示しており、法定開示項目と、任意の項目とを合わせて多くの項目にわたり開示するなど安定かつ透明性の高い事業を展開しています。

十勝信用組合と中小企業との関係は

当組合の主たる取引先は、中小企業と勤労者です。中小企業は、これからの地域社会にとって雇用機会を提供し、技術革新などのベンチャービジネスを担い、社会に活力をもたらすうえで、なくてはならない存在です。

いま、郷土、十勝・帯広の経済発展に向け、地元金融の円滑化、地域密着型金融の一層の推進に取り組み、郷土、十勝・帯広に育てて頂いた私ども十勝信用組合が、金融業務を通じて地域に貢献出来る様に活動を行っております。

今後も、地域になくなくてはならない金融機関としての使命を果たすため、尽力していきます。

十勝信用組合がこれまで採用した職員の出身校は

旭川大学・大谷大学・小樽商科大学・帯広畜産大学・釧路公立大学・札幌大学・札幌学院大学・創価大学・拓殖大学・大東文化大学・中京大学・帝京大学・日本大学・函館大学・八戸工業大学・八戸学院大学・弘前大学・藤女子大学・北翔大学・北海学園大学・北海商科大学・北星学園大学・明治大学・立命館大学

小樽短期大学・帯広大谷短期大学・札幌大学女子短期大学・産能短期大学・北翔短期大学・北星学園大学短期大学部・北海道文教短期大学・北海道武蔵女子短期大学・酪農短期大学

大原簿記専門学校・帯広コア専門学校・札幌経理専門学校・札幌商工会議所付属専門学校・専門学校札幌スクールオブビジネス他

(五十音順)

十勝信用組合が求める人材とは

健全な「コミュニティバンク」の仕事を通じ、地域の人々との「出会い・ふれあい」が大好きで、好奇心旺盛で意欲と行動力があり、人間性豊かな若者を求めています。

金融業務の仕事と云っても、基本はお客様あつての仕事です。笑顔の好感度を備えた接客姿勢が自然に出ることを大切にしています。

信用組合の歴史



I. 信用組合のはじまり

信用組合は 19 世紀中ごろのドイツで生まれました。

このころのドイツでは、イギリスより少し遅れて産業革命が起こり、生産性が飛躍的に向上するとともに、資本主義経済が発展していきました。

資本主義経済の浸透は、生産設備を持つ資本家とそこで働く労働者という階級区分を生じさせ、都市部では労働者や古くからの商工業者が、また農村部では農民が窮乏していき、貧富の差が拡大していきました。銀行は富裕層である資本家のみを顧客としていたため、庶民は銀行取引から疎外され、生活に必要な資金を、高い利率で金銭を貸し付ける「高利貸し」に頼らざるを得ない状況となり、その結果さらに窮乏するという悪循環に陥っていました。

このような中、庶民が協同で（お互いに、心と力をあわせ、助け合って）※、銀行や「高利貸し」に替わる「自分たち」の金融機関を設立する意識が高まり、都市部ではヘルマン・シュルツェ・デーリチュが、農村部ではフリードリッヒ・ウィルヘルム・ライファイゼンが世界で初めての信用組合を設立しました。

このため、シュルツェは「ドイツ市街地信用組合の父」、ライファイゼンは「ドイツ農村信用組合の父」と呼ばれています。また、ライファイゼンは「三銃士」やラグビーの世界でも使われていた「一人は万人のために、万人は一人のために」の言葉を信用組合に引用しており、これは現在でも信用組合の精神として語り継がれています。

これらのドイツの信用組合が日本のモデルとなり、現在の信用組合の前身である「産業組合」が誕生しました。

※ イギリスでは、産業革命期の 1844 年に低賃金・長時間労働を余儀なくされた織物工 28 名が、1 人 1 ポンドを拠出し、食料品や雑貨等を仕入れ、組合員に販売する活動をはじめました。

これが、世界ではじめての協同組合「ロッヂデール公正開拓者組合」で、ドイツの信用組合は、この組合が定めた「ロッヂデール原則」をもとに設立されており、われわれ信用組合もこの原則を踏襲した運営を行っています。

＜ロッヂデール原則＞

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 加入・脱退の自由 | 2. 1 人 1 票の原則 |
| 3. 出資配当の制限 | 4. 購買高配当の原則 |
| 5. 政治・宗教からの中立 | 6. 組合員教育の促進 |

Ⅱ. わが国における信用組合の歴史

信用組合の起源はドイツの信用組合ですが、わが国でもほぼ同時期に、「協同」の精神を持った 2 つの組織が誕生しています。

1. 先祖株組合・五常講(報徳社)

先祖株組合は、1838 年に大原幽学(おおはらゆうがく)の指導で始まった協同組織です。

下総国長部村(ながべむら)(現在の千葉県香取郡干潟町)で組合員(村民)が、出資として所有地を提供し、土地からの収益で生活に困った村民を救済したり、土地の改良や新たな農地を開拓するための資金とするものでした。

また、五常講は、二宮尊徳(にのみやそんとく)が儒教の教えである「仁義礼智信」の五常の教えをもとに、小田原藩の使用人や武士達の生活を助けるために創設した資金を貸し借りする制度です。この考え方は、後に「報徳社」という組織にその精神が受け継がれ、静岡県を中心に数多く設立されました。

2. 明治期の信用組合

明治時代に信用組合の前身となる産業組合が誕生しました。

当時の日本は、資本主義社会へ移行するために金融制度の確立を急いでいましたが、近代的金融制度が整備されても零細な農民や商工業者は信用力が不足しているとの理由から、産業革命期のイギリスやドイツのように銀行の取引先としてみなされませんでした。

この結果起きた庶民の窮状を打開するために、品川弥次郎と平田東助は、ドイツに留学して学んだ信用組合制度を日本にも普及させようと設立運動を行い、1900 年(明治 33 年)「産業組合法」が成立し、我が国における(法律に基づく)信用組合の歴史がはじまりました。

3. 大正期～戦前の信用組合

大正期になっても、何度かの好景気にも関わらず中小企業に対する金融は悪化していきました。

この問題に対処するため、政府は都市の中小商工業者による協同組合を作ることとし、1917 年(大正 6 年)に「産業組合法」の改正が行われ、市街地の信用組合は、主に都市の中小商工業者のための「市街地信用組合」と、従来の産業組合法に基づく「準市街地信用組合」に分けられました。

このうち「市街地信用組合」は徐々に定着していき、その結果都市における金融機関へ発展しようとする動きが生じます。その流れを受けて 1943 年(昭和 18 年)、今までの「産業組合法」から独立した「市街地信用組合法」が成立し、この法律によって「市街地信用組合」は都市における中小企業者、勤労者その他の国民大衆の金融機関としてその範囲を広げることになりました。

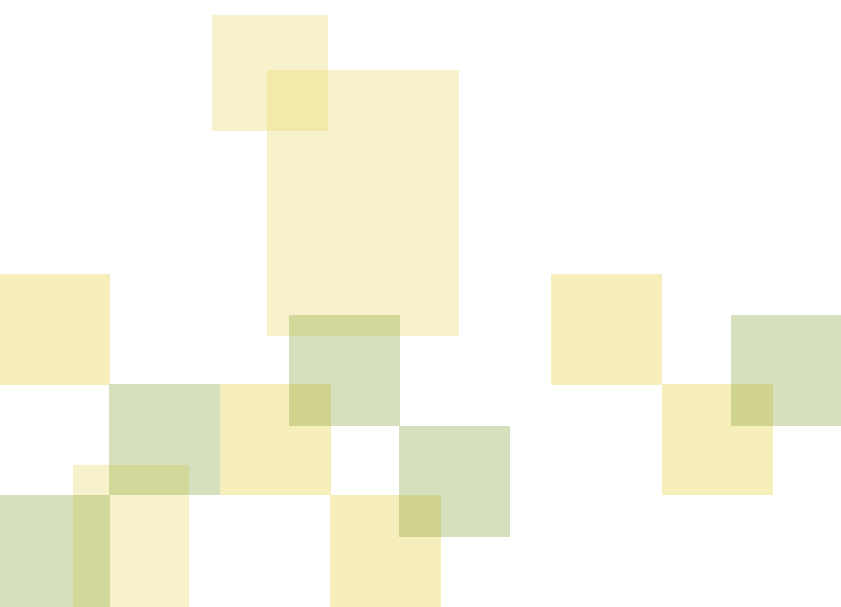
4. 戦後の信用組合

第二次世界大戦後は、経済復興のために大企業優先の金融やデフレ政策が行われ、中小企業の資金難は熾烈を極めていきます。このような中 1948 年(昭和 23 年)に開設された中小企業庁は、商工協同組合や市街地信用組合を信用協同組合に統合し、その資金利用によって中小企業の金融難を解決する方策を考えました。

この流れの中で、1949 年(昭和 24 年)に成立したのが「中小企業等協同組合法」と「協同組合による金融事業に関する法律」です。この法律によって、一旦は分かれた市街地信用組合、準市街地信用組合、信用事業を行う商工協同組合が信用協同組合として統合されることになりました。

その後、「中小企業等協同組合法」施行後 2 年を経た 1951 年(昭和 26 年)に「信用金庫法」が施行され、市街地信用組合の多くは「信用金庫法」に基づく「信用金庫」に転換し、協同組織性を強く意識した市街地信用組合は「中小企業等協同組合法」に基づく「信用組合」に分かれ、現在に至っています。

信用組合は江戸時代から続く「協同」の精神の基に、発足以来幾多の変遷を経ながら発展を遂げ、今日、わが国におけるもっとも純粋な協同組織金融機関として、生活者のみなさま、中小企業のみなさまの良きパートナーとして活動しています。



十勝しんくみ 



<https://www.tokachishinkumi.com>